

平成29年4月12日

保護者各位

加賀市立東和中学校
校長 代工 和雄

中学校部活動の休業日について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより本校教育活動にご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、小松教育事務所管内4市町教育長が協議し、平成29年度より、下記のように規定等を取り決めましたのでお知らせいたします。

子どもたちの健全な心身の発達と成長をめざすため、日曜日を部活動休業日とすることに、ご理解をお願いいたします。

記

1. 目的

加賀市・小松・能美市・川北町の教育委員会が一体となり、日曜日を部活動休業日として設定することにより、生徒の健全な心身の発達と成長をめざす。

2. 中学校部活動の休業日の規定について ※文化部も同等の扱いとする

中学校部活動については、原則、日曜日を休業日とする。

3. 中学校部活動の日曜日の休業日の規定を免除する場合

- ① 中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合は規定を免除する。
- ② 中学校体育連盟が主催する大会に準ずる大会に出場する場合は規定を免除する。
※中学校体育連盟が主催する大会に準ずる大会とは
 - ・中学校体育連盟が主催する大会の結果において出場が決定した上位大会
 - ・中学校体育連盟が主催する大会への出場権やシード権が決定される大会
- ③ 各種競技団体等が主催する大会及び合宿・合同練習試合に出場する場合は、校長の承認により、規定を免除する。
※ただし、各部活動において、年間6回までとする。
- ④ ①～③において、日曜日に部活動を行った場合は、原則その週の月曜日を部活動休業日とする。